

○三豊市詫間福祉センター

(新)		(旧)						
利用区分	利用時間	午前9時から午後10時まで						
	1時間当たり							
ホール		円						
第1会議室		1,500						
第2会議室		300						
和室		200						
調理講習室		300						
ホ ー ル	平日	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
	土曜日・日曜日・祝日	円	円	円	円	円	円	
		6,300	6,300	8,820	12,600	15,120	21,420	
	第1会議室	7,560	7,560	11,340	15,120	18,900	26,460	
		2,260	2,260	3,270	4,520	5,530	7,790	
	第2会議室	1,890	1,890	2,730	3,780	4,620	6,510	
		1,890	1,890	2,730	3,780	4,620	6,510	
	和室	1,890	1,890	2,730	3,780	4,620	6,510	
		5,250	5,250	6,300	10,500	11,550	16,800	
調理講習室	5,250	5,250	6,300	10,500	11,550	16,800		
	5,250	5,250	6,300	10,500	11,550	16,800		
備考		備考						
1 冷暖房料を含む。		1 利用者が入場料又はこれに類するものを徴するときは、基本使用料金の2倍の額を徴収する。						
2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。		2 利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用する場合は、基本使用料金の2倍の額を徴収する。						

3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

3 本市以外に住所を有する者が利用する場合は、営利等を目的とするとき(入場料若しくはこれに類するものを徴し、又は商品の展示、販売若しくは営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用するときをいう。以下同じ。)を除き、基本使用料金の20パーセント増の額を徴収する。ただし、営利等を目的として利用するときは、第1項又は前項の使用料を徴収するほか、基本使用料金の40パーセントの額を徴収する。

4 許可利用時間外の超過使用料については、1時間につきその属する基本使用料金(前3項の規定により使用料を徴収する場合にあつては各々その使用料金。次項において同じ。)の25パーセントの額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。

5 冷暖房の使用料は、基本使用料金の50パーセントの額とする。

6 前3項において計算された額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

○三豊市詫間町荘内自然休養村センター

(新)	
(単位：円)	
施設\利用時間	使用料(1時間当たり)
	午前9時から午後10時まで
小研修室	円 100
中研修室	200
調理室	200

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(旧)		
(単位：円)		
施設\利用時間	使用料(1時間当たり)	
	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで
小研修室	円 260	円 310
中研修室	520	570
調理室	1,050	1,150

備考

- 1 冷暖房の使用料は、基本料の50%を加算する。
- 2 利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として使用する場合は、使用料は基本料の2倍の額とする。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

○三豊市粟島開発総合センター

(新)	
(単位：円)	
利用時間	1時間当たり
室名	9：00～22：00
研修室(和)	100
研修室(洋)	100
小会議室	100
大会議室	300
共同調理室	100

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(施設使用料に限る。次項において同じ。)

(旧)						
(単位：円)						
利用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9：00 ～12：00	13：00 ～17：00	18：00 ～22：00	9：00 ～17：00	13：00 ～22：00	9：00 ～22：00
研修室(和)	1,260	1,630	1,890	2,890	3,520	4,780
研修室(洋)	1,260	1,630	1,890	2,890	3,520	4,780
小会議室	1,260	1,630	1,890	2,890	3,520	4,780
大会議室	2,100	2,620	3,150	4,720	5,770	7,870
共同調理室	1,890	2,520	3,150	4,410	5,670	7,560

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 2 利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用する場合は、基本使用料の2倍とし、冷暖房を利用する場合は、基本使用料の50パーセントを徴収する。ただし、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

○三豊市環境衛生会館

(新)		(旧)				
		(単位：円)				
利用時間	1時間当たり	利用時間	午前	午後	夜間	全日
室名	9：00～22：00		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	9：00～ 22：00
大会議室(2階)	300	大会議室(2階)	2,000	2,600	3,300	7,900
中会議室(1階)	100	中会議室(1階)	1,200	1,600	2,000	4,800
小会議室(1階)	100	小会議室(1階)	600	800	1,000	2,400
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 2 利用者が商品の展示、販売又は営業の宣伝その他これに類する営利を目的として利用する場合は、基本料金の2倍の額を徴収する。 3 許可利用時間外の超過使用料については、1時間につきその属する基本使用料の25パーセントの額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は、30分をもって1時間とする。 4 冷暖房の利用は、基本料金の50パーセントの額とする。 5 消費税は、使用料に含むものとする。 				

○三豊市石ヶ谷活性化センター

(新)		(旧)				
(単位：円)		(単位：円)				
利用時間	1時間当たり	午前	午後	昼間	夜間	
施設	午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	
会議室	400	4,000	4,000	8,000	6,000	
調理実習室	100	3,000	3,000	6,000	4,000	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考 冷暖房を利用する場合は、使用料に40%を加算した額とする。</p>				

○三豊市詫間勤労会館

		(新)	
使用区分	使用時間	1時間当たり	
		午前9時から午後10時まで	
2階	会議室(北)		円 300
	会議室(南)		300
	研修室洋室		100
	研修室和室		100
1階	小会議室		100
	食堂		100
	相談室		100

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 使用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。

		(旧)					
使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
2階	会議室(北)	円 2,390	円 2,390	円 3,270	円 4,780	円 5,660	円 8,050
	会議室(南)	2,390	2,390	3,270	4,780	5,660	8,050
	研修室洋室	880	880	1,260	1,760	2,140	3,020
	研修室和室	1,630	1,630	2,390	3,260	4,020	5,650
1階施設		市長が別に定める。					

備考

- 1 本市以外の住民が使用するときには、基本使用料金の20パーセント増の額を徴収する。
- 2 許可使用時間外の超過使用料については、1時間につきその時間の属する基本使用料金(前項の規定により使用料金を徴収する場合にあってはその使用料金。次項において同じ。)の25パーセント増の額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。
- 3 冷暖房の使用料は、基本使用料金の50パーセントの額とする。

4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

4 前3項において計算された額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

○三豊市市民センター仁尾

(新)	
(単位：1時間当たり)	
区分	使用料
調理実習室	300円
会議室たけ	100
会議室つつじ	100
会議室まつ	200
会議室つたじま	300
和室かもめ	100
和室ちどり	100
多目的スペース	600
会議室ひらいし	100
会議室こづた	100
会議室おおづた	200

備考

- 1 冷暖房料を含む。

(旧)	
(単位：1時間当たり)	
区分	使用料
調理実習室	1,900円
会議室たけ	150
会議室うめ	100
会議室つつじ	250
会議室まつ	600
会議室つたじま	900
和室かもめ	100
和室ちどり	100
会議室ゆうなぎ	300
会議室さざなみ	300
多目的スペース	1,600
会議室ひらいし	300
会議室こづた	350
会議室おおづた	700
会議室さくら	750
会議室もみじ	750
会議室あやめ	200
会議室ゆり	200
会議室さつき	500

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

- 2 営利を目的として使用するときは、この表に定める額の2倍とする。

○三豊市山本町保健センター

(新)		(旧)			
(単位：円)		(単位：円)			
時間区分	1時間当たり	午前	午後	夜間	
施設区分	9時～22時	9時～12時	13時～17時	18時～22時	
研修室	200	3,000	3,000	4,000	
母子指導室	100	2,000	2,000	3,000	
集団指導室	300	4,000	4,000	6,000	
栄養指導室	200	3,000	3,000	4,000	
調理実習室	300	3,000	3,000	4,000	
相談室	100				
備考		備考			
<ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50%を加算する。 2 市以外の者が利用するときは、基本料金の50%を加算する。 3 冷暖房の利用は、基本料金の40%を加算する。 			

○三豊市三野町保健センター

(新)		(旧)			
		(単位：円)			
時間区分	1時間当たり	午前	午後		
施設区分	9時～22時	9時～12時	13時～17時	夜間 18時～22時	
集団指導室	300	相談室	1,000	1,000	2,000
栄養指導室	300	集団指導室	2,000	2,000	3,000
調理実習室	200	栄養指導室	2,000	2,000	3,000
健康相談室	100	調理実習室	2,000	2,000	3,000
保健相談室	200	健康相談室	2,000	2,000	3,000
		保健相談室	2,000	2,000	3,000
		健診指導室	2,000	2,000	3,000
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50%を加算する。 2 市以外の者が利用するときは、基本料金の50%を加算する。 3 冷暖房の利用は、基本料金の40%を加算する。 			

○三豊市豊中町保健センター

(新)		(旧)		
		(単位：円)		
施設区分	時間区分	午前		午後
	1時間当たり 9時～17時	9時～12時	13時～17時	
健診ホール	400	3,000	3,000	
健診準備室・プレイ ルーム	400	3,000	3,000	
栄養指導・実習室	400	3,000	3,000	
セミナールーム1・2	400	3,000	3,000	
備考		備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50%を加算する。 2 市以外の者が利用するときは、基本料金の50%を加算する。 3 冷暖房の利用は、基本料金の40%を加算する。 		

○三豊市山本町老人ふれあいプラザ

(新)		(旧)				
(単位：円)		(単位：円)				
時間区分	1時間当たり	時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
施設区分	午前9時から午後10時まで	施設区分				
老人健康ふれあい室	300	老人健康ふれあい室	3,000	3,000	6,000	4,000
生きがい支援室	100	生きがい支援室	2,000	2,000	4,000	3,000
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本料金の50パーセントを加算する。 2 市以外の者が利用するときは、基本料金の50パーセントを加算する。 3 冷暖房の利用は、基本料金の40パーセントを加算する。 				

○三豊市三野町はつらつセンター

(新)	
(単位：円)	
区分	1時間当たり
施設区分	9：00～22：00
いきいきホール	200
語らいの間	200
クッキング工房	200

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 6 いきいきホールを半分に仕切って利用するときは、半額とする。
- 7 この表に掲げるほか、特に必要と認められる経費については、別に徴収することができる。

(旧)				
(単位：円)				
施設区分	昼間		夜間	全日
	9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	9：00～ 22：00
いきいきホール	3,000	3,000	4,000	10,000
語らいの間	2,000	2,000	3,000	7,000
クッキング工房	2,000	2,000	3,000	7,000
冷暖房使用料	40%増			

備考

- ・いきいきホールを半分に仕切って利用するときは、半額とする。
- ・この表に掲げるほか、特に必要と認められる経費については、別に徴収することができる。

○三豊市三野町太陽の家

(新)		(旧)					
時間区分	1時間当たり	昼間		夜間	全日		
種別	9 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 12 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 22 : 00	9 : 00 ~ 22 : 00		
多目的室	300円	施設区分	ホール	3,000円	3,000円	4,000円	10,000円
調理室	100円	相談室	500円	500円	700円	1,000円	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		冷暖房使用料40%増					
		<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この表に掲げるほか、特に必要と認められる経費については、別に徴収することができる。 					

○三豊市詫間ふれあい交流館

(新)		(旧)						
(単位：円)		(単位：円)						
利用時間	1時間当たり	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
室名	午前9時から午後10時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
大会議室	400	大会議室	2,100	2,800	4,200	4,900	7,000	9,100
小会議室	100	小会議室	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500
和室	100	和室	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500
調理室	100							
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用時間には、準備及び利用後の整理に要する時間を含むものとする。 2 冷暖房の使用料は、基本使用料の50パーセントの額とする。 						

○三豊市詫間町第4分館老人いこいの家、三豊市詫間町大浜老人いこいの家、三豊市詫間町箱浦老人いこいの家、

三豊市詫間町志々島老人いこいの家

(新)		(旧)						
時間区分	1時間当たり	時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
種別	9:00~22:00		種別	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 22:00
集会室(大広間)	100円	集会室(大広間)	2,100 円	2,100 円	3,150 円	4,200 円	5,250 円	7,350 円
備考		備考						
<ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。						

○三豊市山本町農村環境改善センター

(新)	
(単位：円)	
利用時間	午前9時から午後10時まで
種別	1時間当たり
多目的ホール	800
ロビー	400
生活相談室	100
会議室	300
教養娯楽室	200
農事相談室	300

- (1) 冷暖房料を含む。
- (2) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- (3) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- (4) 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。
- (5) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(旧)		
(単位：円)		
利用時間	昼間	夜間
種別	午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
多目的ホール	2,000	2,500
ロビー	750	1,000
生活相談室	250	380
会議室	1,000	1,500
教養娯楽室	750	1,000

- (1) 施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。
- (2) 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増とする。
- (3) 冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。
- (4) 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- (5) 三豊市以外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。

○三豊市豊中町農村環境改善センター

(新)	
(単位：円)	
利用時間	午前9時から午後10時まで
種別	1時間当たり
多目的ホール	1,000
展示資料室	100
視聴覚室	300
集会室	300
農事相談室	100
農事研修室1	200
農事研修室2	200
農事研修室3	200
共同調理室	400

- (1) 冷暖房料を含む。
- (2) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- (3) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- (4) 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。
- (5) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(旧)		
(単位：円)		
利用時間	昼間	夜間
種別	午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	午後5時から午後10時まで (1時間当たり)
多目的ホール	1,840	2,370
展示資料室	790	1,190
視聴覚室	790	1,190
集会室	790	1,190
農事相談室	790	1,190
農事研修室1	790	1,190
農事研修室2	790	1,190
農事研修室3	790	1,190
共同調理室	790	1,190

- (1) 施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。
- (2) 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増とする。
- (3) 冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。
- (4) 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- (5) 三豊市以外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。

○三豊市財田町農産加工実習室

(新)		(旧)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	金額	区分	金額
1時間につき	100	1時間につき	200
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長(第14条第1項の規定により加工実習室の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)が加工実習室の運営に支障がないと認めたときは、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することができる。 2 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を利用した場合は、その利用に係る実費相当額を徴することができる。 3 冷暖房料を含む。 4 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 5 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 6 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 7 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長(第14条第1項の規定により加工実習室の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)が加工実習室の運営に支障がないと認めたときは、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することができる。 2 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を利用した場合は、その利用に係る実費相当額を徴することができる。 	

○三豊市高瀬町麻・二ノ宮農業構造改善センター、三豊市山本町財田大野・神田定住促進センター

1 三豊市高瀬町麻農業構造改善センター

(単位：円)

(新)	
種別\利用時間	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
生活改善室	100
調理実習室	200
後継者研修室	100
研修室(和室)	500
研修室(洋室)	200

2 三豊市高瀬町二ノ宮農業構造改善センター

(単位：円)

(新)	
種別\利用時間	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
生活改善室	100
調理実習室	200
研修室(和室)	300
研修室(洋室)	200

1 三豊市高瀬町麻農業構造改善センター

(単位：円)

(旧)				
種別\利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
健康相談室	2,100	2,100	4,100	3,100
生活改善室	3,100	3,100	6,200	4,600
調理実習室	4,100	4,100	8,200	6,200
後継者研修室	2,100	2,100	4,100	3,100
研修室(和室)	6,200	6,200	12,400	9,300
研修室(洋室)	3,100	3,100	6,200	4,600

2 三豊市高瀬町二ノ宮農業構造改善センター

(単位：円)

(旧)				
種別\利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
健康相談室	2,100	2,100	4,100	3,100
生活改善室	3,100	3,100	6,200	4,600
調理実習室	4,100	4,100	8,200	6,200
研修室(和室)	5,100	5,100	10,300	7,700

3 三豊市山本町財田大野農業構造改善センター

(単位：円)

(新)	
種別\利用時間	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
第1会議室	300
第2会議室	200
ふるさと産品開発実習室	300
ふるさと産品試作品検討室	300
ロビー	100

4 三豊市山本町神田定住促進センター

(単位：円)

(新)	
種別\利用時間	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
第1会議室	300
第2会議室	100
調理実習室	200
研修室	200

5 センター共通事項

研修室(洋室)	4,100	4,100	8,200	6,200
---------	-------	-------	-------	-------

3 三豊市山本町財田大野農業構造改善センター

(単位：円)

(旧)				
種別\利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
第1会議室	4,000	4,000	8,000	6,000
第2会議室	2,000	2,000	4,000	3,000
ふるさと産品開発実習室	3,000	3,000	6,000	4,000
ふるさと産品試作品検討室	3,000	3,000	6,000	4,000
ロビー	1,000	1,000	2,000	2,000

4 三豊市山本町神田定住促進センター

(単位：円)

(旧)				
種別\利用時間	午前	午後	昼間	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
第1会議室	4,000	4,000	8,000	6,000
第2会議室	2,000	2,000	4,000	3,000
調理実習室	3,000	3,000	6,000	4,000
研修室	3,000	3,000	6,000	4,000

5 センター共通事項

(1) 冷暖房料を含む。

(2) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

(3) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

(4) 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。

(5) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(6) 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

1 市長(第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)がセンターの運営に支障がないと認めるときは、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の使用料は、超過又は繰上時間1時間につき昼間利用の場合の1時間当たりの使用料の2割増とする。

2 利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。

3 冷房又は暖房を使用したときは、使用料の40%増とする。

4 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

5 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

○三豊市山本町河内農村婦人の家

(新)		(旧)				
(単位：円)		(単位：円)				
種別\利用時間	午前8時30分から午後10時まで	午前	午後	昼間	夜間	
	1時間当たり	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	
共同学習室	300	4,000	4,000	8,000	6,000	
健康管理学習室	100	1,000	1,000	2,000	2,000	
農産加工調理実習室	200	3,000	3,000	6,000	4,000	
備考		備考				
<ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		※冷暖房の使用料は基本料の40%を加算する。				

○三豊市公民館

(新)		(旧)		
(1) 三豊市財田町公民館使用料		(1) 三豊市財田町公民館使用料		
(単位：円)		(単位：1時間当たり)		
時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり	時間区分 施設区分	昼間 午前8時30分から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後10時まで
大会議室	400	大会議室	700円	1,000円
中会議室	300	中会議室	700	1,000
小会議室	300	小会議室	700	1,000
和室会議室	200	和室会議室	700	1,000
ギャラリー展示室	300	ホール	1,000	1,400
ホール	1,600			
(2) 三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料		(2) 三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料		
(単位：円)		(単位：1時間当たり)		
時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり	時間区分 施設区分	昼間 午前8時30分から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後10時まで
集会室(1)	200	集会室(1)	300円	420円
教養文化室	200	教養文化室	300	420
調理実習室	200	調理実習室	250	350
集会室(2)	100	集会室(2)	300	420
会議室	100	会議室	200	280
研修室(1)	300	研修室(1)	300	420
研修室(2)	300	研修室(2)	300	420
喫茶コーナー	200			

(3) 三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
会議室	300
講話室	100
調理実習室	100
実習室	100

(4) 三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
第1会議室	100
第2会議室	300
第3会議室	200
第5会議室	100
栄養指導実習室	200

(5) 三豊市山本町公民館辻分館使用料

(単位：円)

時間区分 施設区分	午前8時30分から午後10時まで
	1時間当たり
第1会議室	200
第2会議室	200
調理室	200

(3) 三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
会議室	600円	840円
講和室	300	420
調理実習室	250	350
実習室	200	280

(4) 三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
第1会議室	250円	350円
第2会議室	600	840
第3会議室	350	490
第5会議室	200	280
栄養指導 実習室	500	700

(5) 三豊市山本町公民館辻分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分 施設区分	昼間	夜間
	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
第1会議室	750円	1,050円
第2会議室	750	1,050

研修室	100
ロビー	200

(6) 三豊市三野町公民館大見分館使用料

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
施設区分	1時間当たり
大会議室	700
料理実習室	200
講座室(和室)	200
講座室(洋室)	200

(7) 三豊市三野町公民館吉津分館使用料

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
施設区分	1時間当たり
集会室	600
教養娯楽室	300
生活相談室	100
健康相談室	100
機能回復訓練室	100
母子講習室1	100
母子講習室2	100
母子家族計画指導室	100
母子栄養指導室	100

調理室	750	1,050
研修室	250	350
ロビー	250	350

(6) 三豊市三野町公民館大見分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分	昼間	夜間
施設区分	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	1,400円	1,960円
料理実習室	350	490
講座室(和室)	350	490
講座室(洋室)	350	490

(7) 三豊市三野町公民館吉津分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分	昼間	夜間
施設区分	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会室	1,200円	1,680円
教養娯楽室	600	840
生活相談室	200	280
健康相談室	150	210
機能回復訓練室	250	350
母子講習室1	250	350

母子保健指導相談室 100

母子講習室2	300	420
母子家族計画指導室	250	350
母子栄養指導室	200	280
母子保健指導相談室	200	280

(8) 三豊市豊中町公民館桑山分館使用料

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
施設区分	1時間当たり
会議室	300
ミーティングルーム	200
小会議室1	200
小会議室2	200
調理室	100

(9) 三豊市豊中町公民館比地大分館使用料

(単位：円)

(8) 三豊市豊中町公民館桑山分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分	昼間	夜間
施設区分	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室	600円	840円
ミーティングルーム	300	420
小会議室1	350	490
小会議室2	350	490

(9) 三豊市豊中町公民館比地大分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
施設区分	1時間当たり
大会議室	300
小会議室1	200
小会議室2	200
和室	200
調理室	100

(10) 三豊市豊中町公民館笠田分館使用料

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
施設区分	1時間当たり
大会議室	300
小会議室1	200
小会議室2	200
小会議室3	200

(11) 三豊市豊中町公民館本山分館使用料

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後5時まで
施設区分	1時間当たり
大会議室	400
談話室	200
会議室1	200
会議室2	200

(12) 三豊市詫間町公民館第3分館使用料

時間区分	昼間	夜間
施設区分	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	600円	840円
小会議室1	300	420
小会議室2	300	420
和室	300	420
調理室	100	140

(10) 三豊市豊中町公民館笠田分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分	昼間	夜間
施設区分	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	600円	840円
小会議室1	350	490
小会議室2	350	490
小会議室3	350	490

(11) 三豊市豊中町公民館本山分館使用料

(単位：1時間当たり)

時間区分	昼間	夜間
施設区分	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	700円	980円
談話室	350	490
会議室1	350	490
会議室2	350	490

(12) 三豊市詫間町公民館第3分館使用料

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
施設区分	1時間当たり
第1会議室	100
大会議室	400
第1学習室	200
第2学習室	200
木彫室	200
調理室	100

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(単位：1時間当たり)

時間区分	昼間	夜間
施設区分	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
第1会議室	250円	350円
大会議室	900	1,260
第1学習室	300	420
第2学習室	300	420
木彫室	300	420

備考

- ・冷暖房を使用した場合は、使用料の40%を加算した額とする。
- ・市外者(市内に住所を有しない者及び市内の事業所に勤務していない者)の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。

○三豊市みとよ未来創造館

(新)	
(単位：円)	
利用時間	午前8時30分から午後10時まで
区分	1時間当たり
大ホール	1,600
会議室A	200
会議室B	200
会議室C	200
和室A	200
和室B	200
小会議室	100

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(旧)		
(単位：1時間当たり)		
利用時間	昼間	夜間
区分	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大ホール	3,630円	4,380円
会議室A	1,040	1,550
会議室B	1,040	1,550
会議室C	1,040	1,550
和室A	1,040	1,550
和室B	1,040	1,550
小会議室	500	750

備考

- 1 施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。
- 2 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増とする。
- 3 冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 5 市の区域外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。

○三豊市山本町生涯学習センター

(新)		(旧)		
(単位：円)		(単位：1時間当たり)		
時間区分	午前8時30分から午後10時まで	時間区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
施設区分	1時間当たり	施設区分		
和室	300	和室	700円	800円
研修室	400	研修室	1,200	1,400
クラフト工房	300	クラフト工房	1,200	1,400
ロビー	900	ロビー	1,200	1,400
電気釜	(大1回当たり)1,000円 (小1回当たり)500円	電気釜	(大1回当たり)1,000円 (小1回当たり)500円	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(電気釜に係る使用料を除く。次項において同じ。) 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 6 ロビーは、プレイコーナー等を含む。 		<p>【備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市外在住者及び営利を目的として利用する場合は、上記使用料の2倍の額とする。 2 冷暖房を利用した場合は、使用料の40パーセントを加算した額とする。 3 ロビーは、プレイコーナー等を含む。 		

○三豊市三野町生涯学習センター

(新)		(旧)
(単位：円)		
時間区分	午前8時30分から午後10時まで	
施設区分	1時間当たり	
201会議室	300	
202会議室	300	
203会議室	100	
和室会議室(小)	100	
和室会議室(大)	300	
301会議室	600	
302会議室	100	
303会議室	100	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		

○三豊市市民交流センター

(新)		(旧)		
利用時間	午前8時30分から午後10時まで	利用時間	昼間	夜間
施設	1時間当たり	施設	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
多目的ホール	1,300円	多目的ホール	1,500円(1時間当たり)	2,100円(1時間当たり)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房を利用した場合は、使用料の40%を加算した額とする。 2 市外者(市の区域内に住所を有しない者又は市の区域内の事業所に勤務していない者)の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。 3 施設の利用については1時間単位とし、1時間未満の端数が生じた場合、当該端数が15分以上のときは1時間とし、当該端数が15分未満のときは、これを切り捨てる。 4 利用時間が許可を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。 		

○三豊市豊中町芙蓉文化の里館

(新)		(旧)		
(単位：円)		(単位：円)		
時間区分	午前8時30分から午後10時まで	時間区分	午前9時から 午後10時まで (1時間あたり)	全日(午前9時から午後10時まで)
施設区分	1時間あたり	施設区分		
音楽室	400	音楽室	400	5,000
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市外在住者又は営利を目的として利用する場合は、使用料の2倍の額とする。 2 冷房又は暖房を利用したときは、使用料の40パーセントを加えた額とする。 		

○三豊市仁尾町文化会館

(新)		(旧)			
(単位：円)		(単位：1時間当たり)			
時間区分	午前8時30分から午後10時まで	施設区分	多目的ホール	会議室	生涯学習室
施設区分	1時間当たり	時間区分		生涯学習室2	1・3
多目的ホール	900	午前9時30分から午後5時まで	1,250円	375円	500円
会議室	100	午後5時から午後10時まで	1,400	400	600
生涯学習室1	200				
生涯学習室2	100				
生涯学習室3	200				
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷暖房料を含む。 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 		<p>【備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1時間以内は1時間とする。 2 市外在住者及び営利目的又は入場料を徴収して利用する場合は、上記使用料の2倍とする。 3 冷暖房を利用した場合は、使用料の40パーセントを加算した額とする。 4 減額後の使用料の額は、別表の5分の1の額とする。 			

○三豊市B & G海洋センター

(旧)		(新)		
三豊市B&G海洋センター使用料		三豊市B&G海洋センター使用料		
1 体育館使用料		1 体育館使用料		
利用時間	1時間当たり基本料金	利用時間	1時間当たり基本料金	備考
利用区分	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
小・中学校児童生徒	円 400	小・中学校児童生徒	円 200	1 2区画に区分した場合及びトレーニングルーム・ミーティングルームの使用料は、2分の1とする。 2 昼間電力使用の場合は、5割増とする。 3 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。 4 使用料は一団体単位とする。 5 市外者の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
高校・大学・一般	円 800	高校・大学・一般	円 350	

備考

- 1 2区画に区分した場合及びトレーニングルーム・ミーティングルームの使用料は、2分の1とする。
- 2 使用料は、一団体単位とする。
- 3 冷暖房料を含む。
- 4 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 5 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 6 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 7 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

2 水泳プール使用料

利用区分	使用料 (1人1回につき)	回数券 (11回)
小・中学校児童生徒	円 200	円 2,000
高校・大学・一般	300	3,000

備考

- 1 幼児の利用については、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。

2 水泳プール使用料

利用区分	使用料 (1人1回につき)	回数券 (11回)	備考
小・中学校児童生徒	円 200	円 2,000	1 幼児の利用は、保護者同伴に限り、使用料は無料とする。
高校・大学・一般	300	3,000	2 三豊市立財田小学校が財田B&G海洋センターを利用する場合の使用料は、無料とする。

2 三豊市立財田小学校が財田B&G海洋センターを利用する場合の使用料は、無料とする。

3 舟艇使用料

器材名	時間	使用料
カヌー又はOPヨット・シーカヤック	1艇 2時間	円 100
セールボード	1艇 2時間	200
12Fヨット又はダブルスカル・ペアカヌー・ダブルシーカヤック	1艇 2時間	300
ローボート420ディングー	1艇 2時間	500

備考

- 1 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
- 2 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4 テニスコート使用料

利用区分	1時間につき(1面)
小・中学校児童生徒	円 150
高校・大学・一般	300

3 舟艇使用料

器材名	時間	使用料	備考
カヌー又はOPヨット	1艇 2時間	円 100	1 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
セールボード	〃	200	
12Fヨット又はダブルスカル・ペアカヌー	〃	300	2 市外者の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
ローボート420ディングー	〃	500	

4 附属設備使用料

利用区分	使用料
冷暖房使用料	円 1時間 110

5 テニスコート使用料

利用区分	1時間につき(1面)	備考
小・中学校児童生徒	円 150	1 単位時間に満たない端数は、当該単位時間と

	高校・大学・ 一般	300	する。 2 市外者の使用料は、この表の定める額の2倍の額とする。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 2 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 			

○三豊市高瀬町体育館、三豊市豊中町体育館

(新)				(旧)			
(1) 高瀬町体育館使用料 (単位：円)				(1) 高瀬町体育館使用料 (単位：円)			
区分		1時間当たり		区分		1時間当たり	
占 用 利 用	スポーツに利用する場合	午前8時30分から午後10時まで	1,000	占 用 利 用	スポーツに利用するとき。	午前8時30分から午後5時まで	800
	スポーツ以外に利用する場合	午前8時30分から午後10時まで	3,000		午後5時から午後10時まで	1,000	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 2 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。 5 2区画に区分した場合の使用料は、上記金額の2分の1とする。 6 利用日以外の日々の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。 				<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2区画に区分した場合の使用料は、上記金額の2分の1とする。 2 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。 3 利用日以外の日々の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。 4 特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。 5 市外者の使用料は、上記金額の2倍の額とする。 			

7 特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。

(2) 豊中町体育館使用料

ア メインアリーナを利用する場合

(単位：円)

区分			1時間 当たり
占 用 利 用	アマチュアスポー ツに利用する場合 (レクリエーション を含む。)	入場料の類を徴収しな い場合	1,200
		入場料の類を徴収する 場合	2,400
	アマチュアスポー ツ以外のものに利 用する場合	営利又は営業のための 宣伝を目的としない場 合	6,000
		営利又は営業のための 宣伝を目的とする場合	12,000

イ サブアリーナ(2階)を利用する場合

(単位：円)

区分			1時間 当たり
占 用 利 用	アマチュアスポー ツに利用する場合 (レクリエーション を含む。)	入場料の類を徴収しな い場合	500
		入場料の類を徴収する 場合	1,000
	アマチュアスポー ツ以外のものに利 用する場合	営利又は営業のための 宣伝を目的としない場 合	2,500
		営利又は営業のための 宣伝を目的とする場合	5,000

(2) 豊中町体育館使用料

ア メインアリーナを利用する場合

(単位：円)

区分			1時間 当たり
占 用 利 用	アマチュアスポー ツに利用する場合 (レクリエーション を含む。)	入場料の類を徴収しな い場合	1,000
		入場料の類を徴収する 場合	3,000
	アマチュアスポー ツ以外のものに利 用する場合	営利又は営業のための 宣伝を目的とみなされ ない場合	5,000
		営利又は営業のための宣 伝を目的とみなす場合	15,000

イ サブアリーナ(2階)を利用する場合

(単位：円)

区分			1時間 当たり
占 用 利 用	アマチュアスポー ツに利用する場合 (レクリエーション を含む。)	入場料の類を徴収しな い場合	300
		入場料の類を徴収する 場合	900
	アマチュアスポー ツ以外のものに利 用する場合	営利又は営業のための 宣伝を目的とみなされ ない場合	1,500
		営利又は営業のための宣 伝を目的とする場合	4,500

宣伝を目的とする場合

ウ 附属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

使用施設設備名	単位	使用料
放送設備	1式	5,000

エ ミーティングルームを利用する場合

(単位：円)

1時間当たり	使用料
午前8時30分から午後10時まで	300

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(放送設備に係る使用料を除く。)
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする(ミーティングルームに係る使用料に限る。)
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 6 2区画に区分した場合の使用料は、上記金額の2分の1とする。
- 7 利用日以外の日々の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。
- 8 特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。

伝を目的とみなす場合

ウ 附属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

使用施設設備名	単位	使用料
放送設備	1式	5,000

備考

- 1 メインアリーナを半面利用する場合の使用料は、上記金額の半分とする。
- 2 特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。
- 3 利用日以外の日々の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。
- 4 市外者の使用料は、上記金額の2倍の額とする。

○三豊市山本ふれあい公園

(新)			(旧)		
多目的広場			多目的広場		
使用料	市内	1時間当たり 900円	使用料	市内	1時間当たり 600円
	市外	1時間当たり 1,800円		市外	1時間当たり 1,200円
照明施設	全点灯	2,000円(40分間利用可能)	照明施設	全点灯	2,000円(40分間利用可能)
	野球用	2,000円(60分間利用可能)		野球用	2,000円(60分間利用可能)
	サッカー用	2,000円(80分間利用可能)		サッカー用	2,000円(80分間利用可能)
	ソフトボール用	2,000円(90分間利用可能)		ソフトボール用	2,000円(90分間利用可能)
放送施設	一式	900円	放送施設	一式	900円
テニスコート			テニスコート		
使用料	市内	1時間当たり 300円	使用料	市内	1時間当たり 300円
	市外	1時間当たり 600円		市外	1時間当たり 600円
照明施設	一般コート	500円(2時間利用可能)	照明施設	一般コート	500円(2時間利用可能)
	壁打ちコート	500円(4時間利用可能)		壁打ちコート	500円(4時間利用可能)
備品貸出	ラケット1本	200円	備品貸出	ラケット1本	200円
	硬式ボール	無料		硬式ボール	無料
ゲートボール場			ゲートボール場		
使用料	市内	無料	使用料	市内	無料
	市外	800円(終日)		市外	500円(終日)
備品貸出	用具一式	500円	備品貸出	用具一式	500円
備考			備考		
1 「市内」とは利用者が本市住民、「市外」とはそれ以外をいう。			1 「市内」とは利用者が本市住民、「市外」とはそれ以外をいう。		
2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。			2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間		

3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍の額とする(照明施設、放送設備及び備品貸出に係る使用料を除く。)

とみなす。照明使用料は、プリペイドカードの度数に応じた料金とする。

3 市外の小、中、高校生は、市外使用料(照明施設は除く。)の半額とする。

○三豊市三野町体育センター、三豊市詫間町体育センター、三豊市仁尾町体育センター

(新)					(旧)										
(1) 三豊市三野町体育センター使用料 (単位：円)					(1) 三豊市三野町体育センター使用料 (単位：円)										
区分		単位		時間区分		区分		単位		時間区分					
				9時～22時						9時～17時		17時～22時			
専用使用料	スポーツに 利用する場 合	半面	1時間	400		スポーツに 利用すると 使 き	半面	1時間	150		250				
		全面	1時間	800			全面	1時間	300		500				
	スポーツ以 外に利用す る場合	半面	1時間	3,200		スポーツ以 外に利用す るとき	半面	1時間	1,000		2,000				
		全面	1時間	6,400			全面	1時間	2,000		4,000				
備考					備考										
(1) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。 (2) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。 (3) 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。 (4) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。					利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき及び市外者(市内に住所を有しない者及び市内の事業所に勤務していない者)の使用料は、基本使用料の2倍の額とする。										
(2) 三豊市詫間町体育センター使用料 (単位：円)					(2) 三豊市詫間町体育センター使用料 (単位：円)										
種別		区分		単位		使用料		種別		区分		単位		使用料	
専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500		専用使用料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	300					

	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	1,000
		営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,000
個人使用料	一般		1人1時間	150
	中高生		1人1時間	100
	小学生		1人1時間	50

備考

- (1) 専用利用する場合において施設の2分の1を利用するときの使用料は、この表に規定する額の2分の1とする。
 - (2) 「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。
 - (3) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
 - (4) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
 - (5) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- (3) 三豊市仁尾町体育センター使用料

(単位：円)

	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1時間	600
		営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	1,500
個人使用料	一般		1人1時間	100
	中高生		1人1時間	50
	小学生		1人1時間	20

備考

- (1) 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。
- (2) 専用利用する場合において施設の2分の1を利用するときの使用料は、この表に規定する額の2分の1とする。
- (3) 「一般」とは、15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

- (3) 三豊市仁尾町体育センター使用料

(単位：円)

区分		使用料
		1時間
体育室	スポーツに利用する場合	800
	スポーツ以外に利用する場合	1,600
卓球室		300

備考

- (1) 体育室の利用面積が2分の1以下の場合の使用料は、上記使用料の2分の1の額とする。
- (2) 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- (3) 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- (4) 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前号にも該当する場合は4倍)の額とする。
- (5) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

区分		使用料
		1時間
体育室	スポーツに利用	500
	スポーツ以外に利用	1,000
卓球室		200

備考

- (1) 体育室の利用面積が2分の1以下の場合の使用料は、上記使用料の2分の1の額とする。
- (2) 市外者(市内に住所を有しない者及び市内の事業所に勤務していない者)の使用料は、上記使用料の2倍の額とする。

○三豊市豊中サン・スポーツランド

(新)				(旧)						
野球場使用料				野球場使用料 (単位：1時間当たり)						
時間区分 施設区分	自	1時間当たり	備考	時間区分 施設区分		午前	午後	夜間	全日	備考
	至	9 : 00	1月4日から12月27日まで		自	9 : 00	13 : 00	18 : 00	9 : 00	
基本施設 グラウンド (ダッグ・アウト)	児童及び生徒 (小・中・高)	円	午前9時から午後10時まで	基本施設 グラウン ド(ダッ グ・アウ ト)	児童及び生徒	1,000	1,500	1,500	2,500	7日まで 午前9時 から午後 10時まで
	一般	500			2,000	3,000	3,000	5,000		
附属施設	放送室及び放送機器	一式	500	附属施設	放送室及び放送機器	300	300	300	500	
	スコア・ボード	一回	1,000		スコア・ボード	300	300	300	500	
備考				備考						
1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。				1 市内団体及び本市所在企業以外は、基本施設の使用料を上記の2倍の額とする。						
2 市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする(基本施設に係る使用料に限る。次項において同じ。)				2 照明施設を利用する場合は、別表第3の料金を加算する。						
3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。										

- 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

テニスコート使用料

区分	午前9時から 午後10時まで	備考
1時間当たり1コート	300円	

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 2 市内団体以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

照明施設使用料

(単位：円)

区分	野球場	テニスコート
1時間当たり	3,000	1,000

(削除)

テニスコート使用料

区分	午前9時から 午後10時まで	備考
1時間当たり1コート	300円	

本市住民及び本市所在企業以外は、上記の使用料の2倍の額とする。

照明施設使用料

(単位：円)

区分	野球場	テニスコート
1時間当たり	3,000	1,000

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 「市内」とは、利用者が本市住民を主体とするチーム等、又は本市所在企業をいい、「市外」とは、それ以外の利用者をいう。
- 3 市内団体及び本市所在企業以外は、上記の照明施設使用料の2倍の額とする。

○三豊市武道館

(新)				
(単位：円)				
種別	区分		単位	使用料
	専用 使用 料	アマチュアスポーツに利用する 場合		1時間
料	アマチュアスポ ーツ以外に利用 する場合	営利又は宣伝を 目的としない場 合	1時間	1,000
		営利又は宣伝目 的、入場料若し くはこれに類す るものを徴収す る場合	1時間	2,000
個人 使用 料	一般		1人1時間	150
	中高生		1人1時間	100
	小学生		1人1時間	50

備考

- 「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をい
い、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校
に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。
- 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額

(旧)				
(単位：円)				
種別	区分		単位	使用料
	専用 使用 料	アマチュアスポーツに利用する 場合		1時間
料	アマチュアスポ ーツ以外に利用 する場合	営利又は宣伝を 目的としない場 合	1時間	600
		営利又は宣伝目 的、入場料若し くはこれに類す るものを徴収す る場合	1時間	1,500
個人 使用 料	一般		1人1時間	100
	中高生		1人1時間	50
	小学生		1人1時間	20

備考

- 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額と
する。
- 「一般」とは、15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をい
い、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校
に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

とする。

- 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

○三豊市弓道場

(新)				(旧)					
種別		区分	単位	使用料	種別		区分	単位	使用料
専用 使用 料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	400	専用 使用 料	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	1,400
	個人 使用 料	一般	1人1時間	150		個人 使用 料	一般	1人1時間	100
		中高生	1人1時間	100			中高生	1人1時間	50
小学生		1人1時間	50	小学生	1人1時間		20		
備考				備考					
<p>1 「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。</p> <p>3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。</p> <p>4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。</p>				<p>1 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。</p> <p>2 「一般」とは15歳以上の者(次に該当する者を除く。)をいい、「中高生」とは中学校、高等学校若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。</p>					

○三豊市詫間町市民運動場

(新)				(旧)			
1 市民運動場野球場使用料 (単位：円)				1 市民運動場野球場使用料 (単位：円)			
種別	区分	単位	使用料	種別	区分	単位	使用料
アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	800	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的とした場合	1時間	1,300	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的とした場合	1時間	800
	営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	2,600		営利又は宣伝目的、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合	1時間	1,500
<p>備考</p> <p>1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。</p> <p>2 市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。</p> <p>3 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</p>				<p>備考 市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。</p>			
2 市民運動場テニスコート使用料 (単位：円)				2 市民運動場テニスコート使用料 (単位：円)			
種別	区分	単位	使用料	種別	区分	単位	使用料
1面		1時間	300	1面		1時間	200

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 2 市内団体以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

3 照明施設使用料

(単位：円)

施設名	区分	単位	使用料
市民運動場野球場		1時間	3,000
市民運動場テニスコート		1面1時間	250

(削除)

備考 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

3 照明施設使用料

(単位：円)

施設名	区分	単位	使用料
市民運動場野球場		1時間	3,000
市民運動場テニスコート		1面1時間	250

備考 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

○三豊市詫間町水出運動公園

(新)				(旧)			
1 詫間町水出運動公園グラウンド使用料 (単位：円)				1 詫間町水出運動公園グラウンド使用料 (単位：円)			
種別	区分	単位	使用料	種別	区分	単位	使用料
アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	500	アマチュアスポーツに利用する場合		1時間	300
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としな い場合	1時間	1,000	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	営利又は宣伝を目的としな い場合	1時間	600
		1時間	2,000			1時間	1,500
<p>備考</p> <p>1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。</p> <p>2 市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。</p> <p>3 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</p>				<p>備考 市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。以下同じ。)以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。</p>			
2 詫間町水出運動公園テニスコート使用料 (単位：円)				2 詫間町水出運動公園テニスコート使用料 (単位：円)			
種別	区分	単位	使用料	種別	区分	単位	使用料
1面		1時間	300	1面		1時間	200

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 2 市内団体以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

3 照明施設使用料

(単位：円)

施設名	区分	単位	使用料
水出運動公園グラウンド		1時間	1,000
水出運動公園テニスコート		2面1時間	500

(削除)

備考 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

3 照明施設使用料

(単位：円)

施設名	区分	単位	使用料
水出運動公園グラウンド		1時間	1,000
水出運動公園テニスコート		2面1時間	500

備考 市内団体以外の使用料は、この表に規定する額の2倍の額とする。

○三豊市仁尾公園

(新)				(旧)						
(単位：円)				(単位：円)						
施設名		利用単位	利用時間	金額	施設名	利用単位	利用時間	金額	備考	
多目的広場		1面	1時間	800	多目的広場	1面	午前(午前9時～午後1時)	2,000	市外者は、左記の2倍	
テニスコート	コート	1面	1時間	300			午後(午後1時～午後5時)			
		照明	1面	300	テニスコート	コート	1面	1時間	400	
					テニスコート	照明	1面	1時間	300	
備考(仁尾公園に限る。)				備考 1時間未満の端数は、1時間とみなす。						
1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。										
2 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(テニスコートの照明に係る使用料を除く。次項において同じ。)										
3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。										
4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。										

○三豊市財田町総合運動公園

(新)				(旧)					
運動公園使用料 (単位：円)				運動公園使用料 (単位：円)					
施設名	全日	午前9時から午後10時まで	備考	施設名	全日	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	備考
多目的広場	9,000	1,000	1 全日を除く金額は、1時間当たりの使用料とする。 2 三豊市立財田小学校が利用する場合の使用料は、無料とする。	多目的広場	9,000	1,000	1,000	1,000	1 全日を除く金額は、1時間当たりの使用料とする。 2 三豊市立財田小学校が利用する場合の使用料は、無料とする。
照明施設				照全点灯				2,500	
				明野球(軟式)				2,000	
				設ソフトボール2面				1,000	
				ソフトボール1面				800	
			サッカー				1,000		
放送施設	900	100		放送施設	900	100	100	100	
テニスコート		300	1面1時間当たりの使用料 壁打ちの使用料は、5分の1とする。	テニスコート		500	500	500	1面1時間当たりの使用料
照明施設		500							
備付備品	100								

備考

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 2 市内団体(市民を主体とする団体等又は本市所在企業をいう。)以外の利用については、当該使用料の2倍の額とする(照明施設、放送施設及び備付備品に係る使用料を除く。次項において同じ。)
- 3 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 4 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

					壁打ちの使用料は、
照明施設				500	5分の1とする。
備付備品	100				ラケット1本1回につき